

秦上林苑における構造とその性格についての研究

——秦簡禁苑律による新視点からの探索——

馬 彪

はじめに 歴代における上林苑の所在

一 先行研究とその問題の所在

1 不明な「上林苑」という名前

2 不明な成立年代上限

3 不明な秦上林苑の範囲

二 「上林苑」の意味は一体何か

1 「上」とは「君主」の意

2 漢代「林苑」の「禁苑」意

3 「林」と「禁」とも神の聖域

三 秦簡禁苑律に初めてみえた秦禁苑の構造

1 禁苑「垣」の存在

2 「禁苑中」の存在

3 「禁苑堦」の存在

4 禁苑堦の中身

5 禁苑堦外側の土地

四 上林苑の秦王所有する山沢・荒地とその開放

1 秦王所有する「林麓藪沢」の秦上林苑

2 「林麓藪沢」所産の平等分配から君主独占へ

3 君主独占した山沢と荒地を民への開放

五 上林苑における「垣有る」禁苑の分布と性格

1 漢武帝期までの「周牆」無き上林苑

2 阿房宮を代表としての政務的禁苑群

3 狩猟機能なる上林苑の西方禁苑群

4 宜春宮を中心としての休養なる禁苑群

おわりに 開放的な秦上林苑構造とその性格

はじめに 歴代における上林苑の存在

上林苑とは、もとは秦時代の咸陽都の南、前漢時代の長安都の西に広がっていた古代中国の秦、前漢時代における天子の巨大な苑であるが、それ以後に皇室庭園の代名詞となっていた。のちの中国歴代にもほぼ存在していた。例えば、

後漢時代の上林苑は洛陽西方にあった。『後漢書』和熹鄧皇后紀に「悉斥賣上林鷹犬」とあり、『資治通鑑』卷四九に胡三省注に「東都亦有上林苑、在雒陽西」とある。『後漢書』楊震伝に「先帝之制、左開鴻池、右作上林」とあり、李賢の注に「池在洛陽東、上林在西」とある。

『通典』二十六に「上林署、漢水衡都尉之職、説在都水篇。後漢曰上林苑令・丞、主苑中禽獸。頗有人居、皆主之。魏・晉因之、江左無聞。宋初復置、隸尚書殿中曹。齊因之。梁・陳屬司農。北齊及隋亦然。大唐因之、有令二人、丞四人、掌諸苑囿・池沼・種植・蔬果・藏冰之事」とある。そうすれば後漢以降、魏・晉・宋・齊・梁・陳・北齊・隋及び唐時代まで上林苑は歴代にも設置されていたのである。例えば、

西晋時代に「明帝泰始二年四月己未、甘露降上林苑、苑令徐承道以獻」とある。¹

南朝の宋時代における孝武帝は、大明三年、建康城に「於玄武湖北立上林苑」（『宋書』孝武帝本紀）とした。場所は今日江蘇省南京市玄武湖の北にある。

梁時代の「上林苑」は、（明）『客座贅語』巻五に「上林苑、在鷄籠山東歸善寺、宋初、築於玄武湖北、孝武立名西苑、梁改名上林」とある。

隋時代における洛陽城附近に「上林園」があり、『大藏經』大唐内典録卷九に「法炬徳陀羅尼經」、隋大業年達摩笈多於東都上林園

翻經館訳」とある。

唐朝の貞観18年に唐太宗は「宴雍州父老於上林苑」（『新唐書』太宗本紀）とした記録がある。

唐時代以降、宋時代に上林苑が設置されていたかどうかは、史料が見当たらないため明らかでないが、元・明代に上林苑が設けられたことは証明できる。

元と明朝における「上林苑」の場所は、今日北京の中南海と北海である。『明穆宗莊皇帝実録』卷十八「上林苑海子雖設自先朝、然止蓄養鹿兔而已」とある。この「先朝」とは元朝を指す。

清時代に入ったあとでも明の「上林苑」を残した。『欽定大清会典事例』吏部に「上林苑監」あり、『清史稿』聖祖本紀に三十七年五月「裁上林苑」とある。

ちなみに、韓国の『朝鮮王朝実録』によると、十五世紀前半の景福宮の後苑（王室庭園）には「上林園」がある。²

したがって、秦時代に誕生した上林苑は、その後中国の皇帝制と共に二千年を経ても存在していたのみならず、東アジアの歴史上においても無視できない存在であった。中国歴代に存在していた上林苑の原点は上述したように秦の上林苑である。本稿はその秦の上林苑を対象とする論考である。

一 先行研究とその問題の所在

これまでも秦の上林苑についての研究は行われてきたが、いまだ多くの問題が残されているように思う。例えば、一体「上林苑」という名前はどのような意味であるか、また上林苑を最初に造った時代はいつであったかなどの問題にも、明白な答えが出されていないのが現状であろう。また、前漢時代の上林苑の範囲は大体わかっているが、秦の上林苑の範囲はまだ不明である。まず、代表的な先行研究とその問題点をまとめおきたい。

1 不明な「上林苑」という名前

「上林苑」とは、一体「上林の苑」か、それとも「上の林苑」か。どちらが正しいのか不明であろう。まずは、「上林苑」は「上林の苑」と読める。「上林苑」を「上林」と省略したケースは古典にしばしばみられる。例えば、同じ『史記』秦始皇本紀の中に「乃宮作朝宮渭南上林苑中」がある一方で、「諸廟及章臺、上林皆在渭南」もある。『漢書』百官公卿表に「水衡都尉、武帝元鼎二年初置、掌上林苑、有五丞。属官有上林」とある。

『漢書』武帝紀に「〔征和元〕冬十一月、発三輔騎士大捜上林、閉長安城門索、十一日乃解」とあるが、臣瓚の注に「捜謂索姦人也。上林苑周回数百里、故発三輔車騎入大搜索也」とあるように、西晋時代の臣瓚が「上林」は「上林苑」と同じ意味であることとったことは違くない。

(清)董誥等『全唐文』卷二十一「元宗」「幸鳳泉湯制」に「清道子来、経上林之苑囿指扶風之藪沢」とある。(明)『天録閣外史』卷五「上林」に「上林之苑非無鸚鵡翡翠之禽」とあり、また「夫上林苑、秦之広囿也。我漢祖滅秦入関中、三望上林之苑而不入」とある。³⁾

つまり、古典のなかにみられるように「上林苑」を「上林」と略称することが多くなり、唐時代には「上林の苑囿」と言い、明時代には「上林の苑」という言い方もあったことがわかった。しかし、「上林苑」を「上林の苑」と読んだとして、「上林」とはどういう意味なのかという問題は残されたままである。

それについて、近年研究者らは一つの仮説を提出した。馮広平等は「上林」一詞因何而来、無稽可考。「上」可能指「天・天子」、「上林」疑似「禁苑」的意思」と推測したのである。⁴⁾ この推測が正しいとすれば「上林苑」は「上林の苑」ではなく、「上の林苑」と読めるはずである。

このように、「上林苑」は一体「上林の苑」か、「上の林苑」かという問題がある。

2 不明な成立年代上限

秦の上林苑はいつ成立したかという問題も古から不明である。『史記』秦始皇帝本紀に「諸廟及章臺・上林皆在渭南」や「二十五年、始皇」乃宮作朝宮渭南上林苑中」とあり、『三輔黄図』秦宮に「阿房宮、亦曰阿城。恵文王造、宮未成而亡。始皇広其宮、規恢三百余里」という史料があるが、(明)『広志釋』に「三十五年、別に渭南に渡

り、上林苑を立ち、中に阿房宮を建つ」(三十五年別度渭南立上林苑、中建阿房宮)とある。

漢時代に至って、漢高祖十二年(前196)「相国因つて民の為に請ひて曰く、「長安は地狭し、上林の中には空地の棄たれたるもの多い。願はくは民をして入りて田するを得しめ、稟を収むること母く、禽獸の食と為さん」と(相国因為民請曰、「長安地狭、上林中多空地、棄、願令民得入田、毋收稿為禽獸食」とあり、『漢書』東方朔伝に建元三年(前138)漢の武帝は「遂起上林苑、如寿王所奏云」とあるが、『四庫全書總目提要』天文算法類二に『九章算術』について「今考書内有長安上林之名。上林苑在武帝時、(張)蒼在漢初、何縁預載」とある。

これらの史料にしたがえば、上林苑の成立年代の上限はいくつかの説を挙げられる。一は、秦の恵文王(前337〜前311在位)が上林苑の代表的な宮殿の阿房宮を造つたと考えれば、秦の恵文王の時代に上林苑を造り始めたはずであるとする説。二は、秦の始皇帝以前に上林苑があったと言っても、それは未完成なものだったので、始皇帝が一度上林苑の中で宮殿を増建したことを「渭南に上林苑を立つ」と考える説。三は漢時代に武帝はこれまでの上林苑の諸離宮と土地に基づいて改めて上林苑を造つたため、清時代学者は武帝時に上林苑が成立したとする説である。

近年の研究では周維權氏が「上林苑原為秦国的旧苑、至晚建成於秦惠王時、秦始皇再加以拔建・充実、成爲當時最大的一座皇家園林」

と述べた。

つまり、秦の上林苑が成立した上限は一体いつなのかという問題はまだ不明だといえよう。

3 不明な秦上林苑の範囲

『漢書』東方朔伝によると、上林苑の範囲は「拳籍阿城以南、盤屋以東、宜春以西、提封頃畝、及其賈直、欲除以為上林苑、属之南山」である。これは漢代上林苑の範囲を示したが、秦上林苑の範囲はどうなっていたかは、古典にははっきりと書かれていない。

南宋時代の程大昌(1123-1195)は『雍録』において「秦之上林、其辺際所抵、難以詳究矣」とした。

今日までの研究結果では、王学理の説が有力なものの一つである。王氏は

「『史記』記上林在「渭南」。建阿房宮於上林苑中、「表南山之巔以爲闕、絡樊川以爲池」(『三輔黃圖』)。這明顯的説出了上林苑的南北界限。其西界在灃河、根拠是秦惠文王四年『瓦書』記着「取杜県豊丘到灃水的一段土地為右庶長寿燭的「宗邑」。既是私人的封地、就不可能在渭南区的東南、當上林苑之東部。」⁷

とした。

氏の説は大多数の研究者と同じく、前漢時代においては四百里の

垣で囲まれるまとまった一つの巨大な庭園であったという先入観によって導かれた結論である。しかし、近年出土した秦朝の龍崗秦簡には、前漢時代とは異なる別の禁苑像が浮上した。よって筆者は、秦の上林苑は前漢の上林苑と比較すれば、構造的に異なるということを描きたい。

つまり、そんなに有名な上林苑については、その原点としての秦上林苑の範囲は、古典文献史料不足のため、まさしく宋代程大昌が「秦之上林、其辺際所抵、難以詳究矣」と判断したとおり、今でも不明のままだといえよう。

二 「上林苑」の意味は一体何か

私も、上林苑とは君主の禁苑という意味であろうと考える。すなわち、「上林苑」とは「上林の苑」ではなく、「上の林苑」や「上の禁苑」と解釈したい。そのように主張する理由を以下に述べる。

1 「上」とは「君主」の意

ここの「上」とは、たつとぶ、めうえ、君、皇帝の意。『国語』齊語に「不用上令者、有則以告」とあり、韋昭の注に「上、君長也」とある。『左伝』昭公二十九年に「爲下卿、而干上令」の「上令」とは国君の令である。『史記』袁盎晁錯列伝に「上初即位、公爲政用事」とあり、敦煌漢簡に「二十六日、上急責發河西三郡精兵」と

ある。

「上苑」を君主の苑の意であるとする例は、ややおそく梁の徐君倩『落日看還』に「上苑逐名辰」とある。故に「上林苑」は君主の林苑と読める。

2 漢代「林苑」の「禁苑」意

古典と碑文には「林苑」という言葉があり、その広義は林園・林園の意味である。例えば、

『後漢書』梁冀伝に「(梁冀)又多拓林苑、禁同王家、西至弘農、東界滎陽、南極魯陽、北達河・淇、包含山藪、遠帶丘荒、周旋封域、殆將千里」とある。

魏碑の「魏故龍驤將軍洛州李使君墓志」と「学洞儒宗、辞单林苑」ともその用例である。

しかし、狭意の「林苑」は「上林苑」を指す用例もある。例えば、『華陽国志』に「譙隆为上林令、武帝欲广上林苑、隆言堯舜至治広徳、不務林苑。帝後思其言、徵为侍中」とある。ここでいう「林苑」が「上林苑」を含むことは間違いない。

また、張衡の「西京賦」に「上林禁苑、跨谷彌阜」(『昭明文選』より)とあるように、「上林苑」を「上林禁苑」と呼ぶ例もある。その「禁苑」は「林苑」と言いかえられるかという問題があるが、以下のように「林苑」を以て直接に「禁苑」と解釈した事例もある。

李善の『文選』班固「西都賦」の注に「上園禁苑、即林苑也」とし、『後漢書』班彪列伝に「西郊則有上園禁苑」李賢注に「上園謂林苑也」

とある。すなわち唐時代の李賢によって「上園の禁苑」という表現は「上園とは林苑と謂うなり」と解釈された。すなわち、「上園の禁苑」とは「上園の林苑」と同じ意味であり、禁苑は林苑とイコールだと考えられる。

しかし、これらの上林苑の「林苑」はすなわち「禁苑」であるという解釈は、みな漢の武帝期以降の史料であることも事実であろう。換言すれば、これらの史料により、武帝期以降の上林苑は「上林禁苑」といつてもよいが、秦の上林苑は必ずしも禁苑と呼んでもよい証拠とはならない。以下に考証するように秦上林苑の中には複数の禁苑があったとしても、秦上林禁苑との呼び方が確認できなかった。

3 「林」と「禁」とも神の聖域

「林」と「禁」とも神の聖域であり、ともに林声とする。「林」字は『説文解字』に「平土に叢木有るを林と曰ふ」として、また林声として禁・琳・淋・霖・婪など十一字を収める。「林」字は『爾雅』積註に「林は君なり」とあり、林に神の意があったのであるう。『詩』小雅、賓之初筵に「百礼迎に至る。壬（じん）たる有り、林たる有り」と状態詞としても用いる。神気たちこめるような状態をいう。白川静氏によって「禁」字は林＋示。示は神を祭るとき祭卓の形。林は林叢。そこを神を祀る聖所とする。『説文』に「吉凶の忌なり」とタブーの意に解し、字を林声とする。神苑に呪禁を施す意で、会意の字である。もとは神の聖域をいい、のちに宮城の意となる（『字通』）。つまり、秦代上林苑の「林苑」と漢代上林「禁苑」とともに

「神の聖域」を指すのは間違いない。

したがって、「上林苑」とは「上」という天子の神的な聖域とする「林苑」であり、漢の武帝期以降になると「上林禁苑」ともいう。では「林苑」と「禁苑」との区別はどこにあるかという問題が生じた。まず、最新の出土した秦簡史料に基づいて、秦時代の禁苑構造を説明しておきたい。

三 秦簡禁苑律に初めてみえた秦禁苑の構造

上述したように、秦上林苑の範囲については、これまでの研究が古典文献史料のみを検討してきたために、なかなか判断ができなかった。しかし、二十世紀七十年代の睡虎地秦簡や、とくに八十年代の龍崗秦簡に大量の禁苑律令が発見されてから、ようやく伝世史料の闕如を補足することができるようになった。

私はそれらの秦簡にみえる禁苑に関する律によって、戦国秦と統一秦の禁苑を構造的に復元してみた。その復元した秦禁苑の基本的な構造はのちの前漢武帝が造った上林苑の構造とかなり異なっていることがわかった。そこで、もう一度戦国秦から秦帝国の上林苑の空間構造とその性格について再検討する必要があることを痛感した。

龍崗秦簡によって、秦帝国における禁苑は、垣に囲まれる植動物園がある祭祀空間と宿泊場所であり、その典型的な形はすなわち禁

苑中・禁苑垣・禁苑塙という三重構造(図1)であることがわかる。

1 「禁苑」垣」の存在

龍岡秦簡39号に「苑畜夫・吏、数々循行し、垣壊決する有りて獸道に出で、及び獸出でて外に在るを見れば、亟やかに県に告ぐ」(禁苑畜夫・吏数循行、垣有壊決獸道出、及見獸出在外、亟告県)とある。似たような律は睡虎地秦簡「徭律」にもある。

「県葆の禁苑、公の馬牛の苑は、徒を興して斬垣の離散せるを以て之を補繕せしむに及べば、輒ち以て苑吏を效し、苑吏は之に循へ。(中略) 其れ近田の獸及び馬牛の出でて稼を食ふ恐れある者には、県畜夫が其の旁かたはらに田が有る者を材はかり興し、貴賤なく、田の少多を以て人を出ださしめ、以て之に垣繕はしむも、繇(徭)と為すを得ず。」(縣葆禁苑・公馬牛苑、興徒以斬(塹)・垣・籬(籬)・散(柵)及補繕之、輒以效苑吏、苑吏循之。(中略) 其近田恐獸及馬牛出食稼者、縣畜夫材興有田其旁者、無貴賤、以田少多出人、以垣繕之、不得爲繇(徭)。

禁苑垣のそばにも「田が有る」のであるので、その「田」は間違はなく禁苑の「城下田」「城郭旁地」である。

また、龍岡秦簡には上述した垣の穴からの侵入を防ぐ律(令)もある。例えば、簡2号には、「竇にて出入す及び符伝母(無)くして門に闌入する者は、斬するに其の男子は左趾、□女【子】は……」(竇出入及母(無)符傳而闌入門者、斬其男子左趾、□女【子】
□)とある。

つまり、当時禁苑垣を設けた理由は、禁苑への侵入者を防ぐだけではなく、動物が逃げ出すのを防止するためであったことが確認できる。

2 「禁苑中」の存在

禁苑垣に囲まれる範囲は「禁苑中」と呼び、そのような言葉は龍岡秦簡で七回ほど見られる。例えば、簡7号に「およそ禁苑中に(用)事があるもの」(諸有事禁苑中者)があり、簡15号に「禁苑の中に(舍)やどる者」(舍禁苑中者)があるのは、いずれも禁苑の内部に対する禁律であり、龍岡秦簡は場合によっては「禁中」ともいう。「禁苑中」には皇帝と彼に従う人間の「舍る」(簡15号)場所があるだけではなく、「禁苑の吏・苑人及び黔首が禁中に(用)事が有れば」(禁苑吏・苑人及黔首有事禁中)(簡6号)人間の職場もある。植物園もあり(簡38号)、動物園もある(簡39号)。

3 「禁苑塙」の存在

龍岡秦簡によって、これまでの文献史料には見受けられない「禁苑塙」という土地に関する律文の存在が見出された。胡平生氏はその「塙」という字は「墻」の仮借字であると解釈し、「塙」は文献にある「宮墻」「廟墻」という墻地と近い意味を持ち、「隔離地帯」のことであるという説を提出した。また、「塙」の役割については「防衛の範囲を拡大し、皇室の建築あるいは領地の安全を確保する」ものであると述べた。私は胡氏の判断は正しいと思うが、「塙」は「塙」の仮借字として読みとった方がよいと考える。

龍崗秦簡には「塿」にかかわる律(令)は6ヶ所ある。例えば、簡27号に「およそ禁苑には塿(塿)を置き、苑から四十里の範圍を禁じ、塿(塿)中では敢えて獸の捕獲を行つてはいけない。捕獲を行えばその罪は「盜禁中」と(同じく罰する)……」(諸禁苑為塿(塿)、去苑卅里、禁毋敢取塿(塿)中獸、取者其罪與盜禁中【同】)とある。これは禁苑垣の側に幅四十里(約20km)範圍内に狩獵することを禁ずる律(令)である。

また、簡28号にいう「およそ禁苑に塿(塿)有る者」(諸禁苑有塿(塿)者)ように、秦の禁苑は塿有る者と塿無き者という二つのタイプに分けていたことがわかる。

したがって、禁苑垣を囲う塿地の中身は一体どうなっているのかを検討する必要があるだろう。

4 禁苑塿の中身

「苑塿」の中身はいかなるものであろうか。これが秦時代禁苑の基本構造にかかわることであり、筆者は以前にこの課題を研究したことがある。それをまとめていうと、塿地の「城下田」という意味から、秦代「禁苑塿(塿)」における公田・山沢・牧場・道路・狩獵場・墓地などの構造的な存在である。

「塿」は『説文解字』に「塿」として「塿、城下田也。一曰、塿、郤地。从田夷聲。」とある。段玉裁の『説文解字注』に「所謂附郭之田也。張晏云、城旁地也。」とあり、それは上述した秦簡にみる禁苑垣を囲う「禁苑の塿」や「有田其旁者」と合致する。また、そ

の田は龍崗秦簡150号にみる「田典」の管理する公田であるのは確認できた。

龍崗秦簡1号に「諸段(假)兩雲夢池魚(漁)及有到雲夢禁中者、得取灌(?)□□□□」とある。意味は、「すべての兩雲夢官の池沢を仮借して漁業を行い、及び雲夢禁中に到る者有れば、灌(木)を取ることを得」であるように、禁苑塿に自然の沼沢につながる「池」がある。その池は少なくとも禁苑堀へつながる池沢として、禁苑を囲った四十里幅の塿地にあつたことは間違いないと思う。

上述した睡虎地秦簡「徭律」において、「公馬牛苑」と「禁苑」が並列の表現であることから、空間的に言っても「公馬牛苑」は禁苑の外側に位置する「城下田」や国有山沢、すなわち龍崗秦簡にみる塿地には「公馬牛苑」があつたといえる。また、『史記』五宗世家の「索隱」で、「塿」について服虔の「宮外之餘地」説と顧野王の「墻外行馬内田」(垣外において行馬する宮田である)説を引いて解釈した。塿地には馬などの畜産があつたのは間違いない。

塿地の構成要素として、公田・山沢・牧場以外に、馳道・狩獵場・墓地なども存在していただろうと考えられる史料が龍崗秦簡においても発見された。簡60号に「中、奴(鶯)道に及び馳道をわたり、馳道と奴(鶯)道の同門と橋及び限……(中、及奴(鶯)道絶馳道、馳道・奴(鶯)道同門、橋及限)」とあり、簡119号に「輿軌は速く駆けさせてこれに追い入れ、逃げられないうちに獸は速やかに分離して、決して獸に□□させてはならない。」(輿軌疾馭(驅)入

之、其未能桃(逃)、亟散離之、唯母令獸□□」¹⁰とあり、簡12
1号に「盜徙封、侵食冢廬、贖耐。□□宗廟(塹)」とある簡文で、
このことは証明できた。

つまり、禁苑塹地とは公田・山沢・牧場・馳道・狩獵場・墓地な
どであるという空間構造を明らかにした。しかし重要なことは、禁
苑塹はその内側に位置する禁苑や、また外側にある庶民世界とも違
い、1つの中間地帯であるということである。すなわち、いくつか
の特別な律(令)が設けられた、禁苑垣を囲う「城下田」である。
そして、その「田」では律(令)を守れば、耕作・狩獵・通過・祭
祀などできたはずである。

5 禁苑塹外側の土地

禁苑塹地は秦が全国を統一してから初めて成立したと考えられ
る。なぜなら、同じ出土地で発見された睡虎秦簡には、「禁苑」に
関する律令は多くあるが、「塹」という用語は全く見当たらないか
らである。それだけでなく、上述したように「公馬牛苑」や「塹・垣・
籬・散(柵)」や「有田其旁者」など本来塹地内外に存在したもの
の関連律文にも「塹」の存在はいっさいみられない。秦が統一する
前に禁苑塹地はまだ成立していなかったので、睡虎地秦簡のような
秦が統一する前の律令や文書には「塹」が登場していないと考えら
れるのである。

また、龍崗秦簡にみる幅六十里分離地帯は秦朝が「教以六為紀」

という新制度を立ち上げた後に出来た禁苑制度であると判断でき
た。そして、秦が東方六国を統一したあと、各国の離宮別館を秦朝
の在地禁苑として、警備を強化し、始皇帝が全国へ巡幸したときの
行在所とした。禁苑塹地はそのときに成立したと考えられる。

したがって、塹が成立する前の離宮別館の周りの土地は、その一
部は秦朝の塹地となったが、塹の外側の土地は従来のままであった
と考えられる。故に、塹が成立する以前である戦国時代の離宮別館
の周りの土地はどのような様子であったかを考察する必要がある。

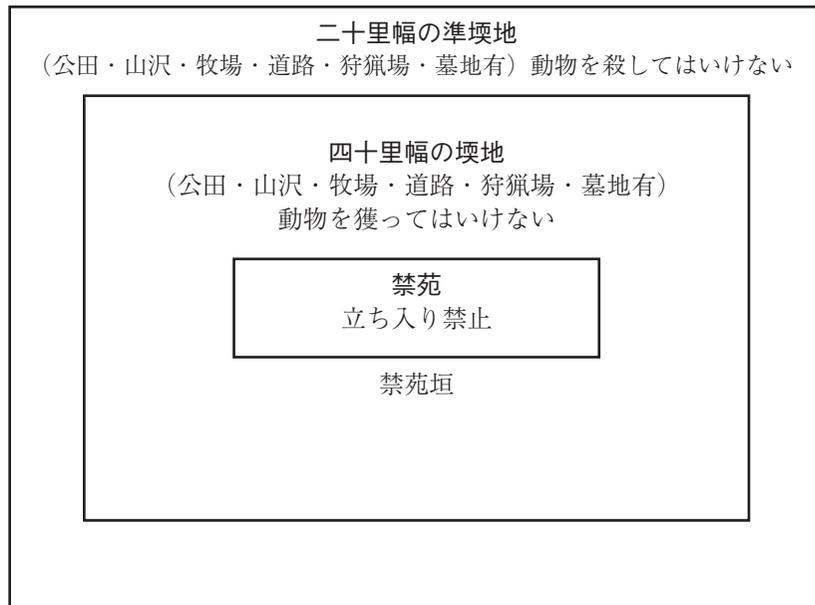
史料の限りがあるので、「雲夢の台」(宋玉『高唐賦』)という「楚
王離宮」(曲英傑『長江城址』湖北教育出版社、2004年第397頁)
の周りの自然環境を一つのケースとして、譚其驥氏の「雲夢遊獵区」
説を利用して考察を行った。¹¹ その結論は以下の通りである。

龍崗秦簡にみられる「雲夢禁中」という秦の禁苑が成立する以前
は、楚王の離宮だけでなく、離宮のまわりの広い範囲も立ち入り禁
止の「雲夢遊獵区」だった。すなわち、その楚国王室専用の「雲夢
遊獵区」は商鞅変法によって「国富民強」となった秦の占領地域に
なつて以降「開放」され、秦民はその土地を「墾辟」して、「山林」
を開発したりした。結果として、もとは楚王室君主の所有であった
古い雲夢地域は、秦国のものとなつて以降、一部は秦国の公田や山
林地沢として人民に貸し出され、開発された。もとの楚王の離宮と
その周りの狩獵場は、前278年秦の占領と伴に秦国君主のものとな
つたが、一部の山林川沢は秦国の公田・牧場・「公馬牛苑」になつ

た。つまり、秦禁苑の空間構造は、狭義の禁苑は庶民の入れないエリアと塙の外側の庶民エリアに分けられ、二つのエリアの間には塙という中間隔離地帯も設けられたことが確認できた。この塙は、禁令を守れば庶民も入ることができた。

以上、龍崗秦簡や睡虎地秦簡にみる戦国秦と統一秦帝国の禁苑像を考察した。すなわち、禁苑中・禁苑垣・禁苑塙という三重構造であった。加えて、「隔離地帯」となった塙地は禁止令を守れば庶民でも入れる場所であり、その地帯の外側は普通の庶民世界だったと考えられる。このようにして復元された秦禁苑のモデルは、秦帝国の法律によって定められたものである。秦の上林苑にも適用されるはずである。次節では、このモデルを基準として秦上林苑の実像を考察したい。

図1…秦簡禁苑律にみられる秦禁苑構造のイメージ図



四 上林苑の秦王所有する山沢・荒地とその開放

上述したように龍崗秦簡禁苑律にみられる「雲夢禁中」は、戦国晚期までには楚王所有の蕪沢と離宮がある狩獵エリアに残されたものの一部であり、その形は禁苑律からわかるように、禁苑中・禁苑垣・禁苑堦という三重構造であった。では、同じ秦帝国において最も有名な上林苑も似たような沿革や構造を持っていたのかを考証していきたい。

1 秦王所有する「林麓蕪沢」の秦上林苑

(後漢) 班固『西京賦』は長安郊外上林苑の様子について「西郊則有上囿禁苑、林麓蕪沢、陂池連乎蜀・漢、繚以周牆、四百余里、離宮別館、三十六所、神池靈沼、往往而在」(『後漢書』班彪列伝)と述べた。班固のいう四百余里の「周牆」は漢武帝期に作ったものであり、三十六所の「離宮別館」や往往在る「神池靈沼」は戦国秦から前漢までの間に徐々に造られたものであるが、蜀・漢までつながら「林麓蕪沢」「陂池」などは自然地形であるので、戦国秦上林苑にも存在したはずである。

当時の苑における「林麓蕪沢」は誰の所有土地であったか。その答えは以下の史料にある。『韓非子』外儲説右下に

「秦大に飢う、応侯請うて曰く、『五苑の草著せる蔬菜・橡果・棗・栗は、以て民を活すに足る。請ふ之を發せん』と。昭襄王曰く、『吾が秦の法は、民をして功ありて賞を受け、罪ありて誅を受けしむ。

今五苑の蔬草を發せば、民をして功あると功なきと俱に賞あらしむるなり。夫れ民をして功あると功なきと俱に賞あらしむるは、此れ乱の道なり。夫れ五苑を發して乱るるは、棗蔬を棄てて治まるに如かず」と(秦大飢、応侯請曰、『五苑之草著蔬菜・橡果・棗・栗足以活民、請發之。』昭襄王曰、『吾秦法、使民有功而受賞、有罪而受誅。今發五苑之蔬草者、使民有功与無功俱賞也。夫使民有功与無功俱賞者、此乱之道也。夫發五苑而乱、不如棄棗蔬而治』)とある。

これは秦国で「大飢」が発生し、「民」の私有地や貸してもらった国有地の産物だけで生きられなくなった場合、「苑」の産物を人民に「發」する救災手法もあることについての史料である。ここで注目すべきことは「草著せる蔬菜・橡果・棗・栗」などは、いずれも「林麓蕪沢」の所産である。したがって「苑」の「林麓蕪沢」は人民の私有土地でも国有土地でもなく、秦王の独占する所有地であることがわかる。勿論上林苑も例外ではない。

2 「林麓蕪沢」所産の平等分配から君主独占へ

増淵龍夫氏の研究によると、春秋時代以前の邑制国家は、祭祀と軍事を共同で行う氏族性的共同体であり、君主は邑の周りの民と耕地のみでなく、さらに外側にある未開の山林蕪沢を持っていた。その山林蕪沢での田獵には特別な意義があった。『春秋公羊伝』莊四年の注に「狩なる者は、上は宗廟に共承する所以、下は兵行を教習する所以なり」とあるように、氏族制国家の邑の長は諸氏族成員を引きつれて田獵をおこない、その獲物は犠牲として供薦し、その方

法は戦鬪の教習に資するものであった。また、田獵で得た山林藪沢の禽獸は、大獸なら共同体の祭祀の供物と軍器の材料にあてられ、小獸は各人に平等された。故に、山林藪沢での田獵は、邑共同体結合の基本である祭祀と軍事の行事であった。しかし、春秋中期以降になると従来の共同体的規制下において使用された山林藪沢は、次第に君主個人の家産となり、さらに戦国時代以降は専制君主権力の重要な経済的基盤、すなわち少府の税収となった。¹²

上林苑のケースについては、前770年秦の襄公が平王を守り東都へ送ったことにより、初めて諸侯国となり、秦の文公は西周の都所在地の岐の以東地域を占領した諸戎を潰し、「岐より以東は之を周に献し」（岐以東献之周）、¹³ 上林苑の場所はまさにその「岐より以東」にあたる。つまり、上林苑所在の地域は西周時代から周天子の所有地であったが、西周と東周の間で諸戎が占領して、春秋時代に諸侯国の秦がその土地を奪還して、「周に献し」た。したがってその山林藪沢は「周天子の林苑」であったとは間違いない。そうすればその時代、既に「上林苑」という名前が生じた可能性が出てきた。しかし、そのエリアは事実上、徐々に秦王の領有した山林藪沢の狩猟地区となったと考えられる。

3 君主独占した山沢と荒地を民への開放

戦国時代の君主専制は、西周時代以来の氏族宗法制よりも進歩している。なぜならば「林麓藪沢」は税収源となったのみならず、その周辺の荒地も人民に開放されたからである。すなわち君主専制が

成立しながら、人民の地位が向上していったことは重要である。例えば上述したように、雲夢沢は春秋以来、楚王宗室専用の狩猟区であったが、戦国晩期に秦の占領によって人民に開放され、税収源となったことはその一例である。

実は、同じ変化はすでに秦の商鞅変法したときにも、秦の本土で発生した。商鞅の「墾草令」に「壹山沢」して「農則草必墾矣」とある（『商君書』墾令）ように、国が「山沢」税収を独占しながら、「山沢」地帯にあたる「草」という無主荒地は民の開拓を勧めた。「山沢」税収は少府の所管であるが、「草」田の租税は治粟内史の税源である。上林苑も例外ではないだろう。上林苑の範囲内に確認できた邑や県は、少なくとも鄠邑と杜県がある。鄠邑は『元和郡縣志』二に「鄠、夏之扈國。秦改爲鄠邑」とあり、『漢書』地理志に「有萇陽宮、秦文王起」と、馬非百には「鄠今改爲戸」とした。¹⁴ 杜県は『三輔黃圖』に「宜春宮、本秦之離宮、在長安城東南、杜県東」とあるの

で、それは宜春宮以西の上林苑の中に在る県である。西周以来邑制国内の平等に分配していた「林麓藪沢」の所産が、戦国時代以降に少府の王室税源と治粟内史の国家税源となったことは、画期的な、時代的な大変化であろう。

商鞅変法より少々遅い秦恵文王時代に、上林苑範囲内の土地が貴族の「宗邑」として封じられた事例も確認できた。出土した秦恵文四年『瓦書』に「杜（県）の澧邱より滴水に到るを取り、以て右庶長歌の宗邑と為す」（取杜才（在）澧邱到滴水以爲右庶長歌宗邑）

とあるが、その場所は先行研究で「在杜原劃出澧邱到滴水間的一段土地」と指摘された。¹⁵ 瓦文にみられる「杜」「滴水」はどこにあたるかを示す史料は以下にある。「杜」は『三輔黄圖』に「宜春宮、本秦之離宮、在長安城東南、杜東」とあるように、宜春宮以西の上林苑の中に在る県であり、「滴水」（沘水ともいう）¹⁶ とは『漢書』地理志に「有滴水、皆北過上林苑入渭」としたように上林苑を通る川である。したがって、右庶長馮の宗邑はまさしく上林苑の中にある。

以上、秦上林苑の自然環境とその時代的な変遷によって、王室所有の林麓藪沢や民の公田、貴族の封邑ともあることを確認した。

五 上林苑における「垣有る」禁苑の分布と性格

古典には「苑囿」という言葉はしばしば見られるが、実は「苑」と「囿」の区別ははっきりしている。『説文解字』が囿の意を「苑に垣有るなり」と解釈したように、「苑」は垣がないものと垣があるものが存在した。であるなら、上述した秦簡に確認できる秦時代の「禁苑」は、垣があるかないかの違いはあるが、みな垣がある空間構造となるのは違いない。したがって後の漢代とちがいが、秦時代には「禁苑」といえば『説文解字』における「囿」のかたちであったともいえるかもしれない。いずれにせよ、秦律にみえる「苑に垣有るなり」という基準によって、秦上林苑の中にいくつの禁苑があっ

たか、その分布及び性格はどのようなのであったかを考証したい。

1 漢武帝期までの「周牆」無き上林苑

まず、漢武帝以降の上林苑に垣が有る経緯を述べておきたいと思う。

『漢書』東方朔伝によると、建元三年（前138）漢の武帝は「遂起上林苑、如寿王所奏云」とあるが、その「上林苑を起こす」計画に対して、東方朔は以下のように諫めた。

「上林雖小、臣尚以為大也。夫南山、天下之阻也、南有江淮、北有河渭、其地從汧隴以東、商雒以西、厥壤肥饒。漢興、去三河之地、止霸産以西、都涇渭之南、此所謂天下陸海之地、秦之所以虜西戎兼山東者也。其山出玉石、金・銀・銅・鉄・豫章・檀・柘、異類之物、不可勝原、此百工所取給、萬民所仰足也。又有梗稻梨栗桑麻竹箭之饒、土宜姜芋、水多鼃魚、貧者得以人給家足、無饑寒之憂。故鄠・鎬之間號為土膏、其賈畝一金。今規以為苑、絕陂池水沢之利、而取民膏・腴・之・地、上乏國家之用、下奪農桑之業、棄成功、就敗事、損耗五穀、是其不可一也。且盛荆棘之林、而長養麋鹿、広狐兔之苑、大虎狼之虛、又壞人塚墓、發人室廬、令幼弱懷土而思、耆老泣涕而悲、是其不可二也。斥而營之、垣而圍之、騎馳東西、車驚南北、又有深溝大渠、夫一日之樂不足以危無隄之輿、是其不可三也。故務苑囿之大、不恤農時、非所以強國富人也」

ややながい文章を引用したが、武帝期までの上林苑のありさまがよくわかるであろう。とくに注目すべきは、「垣して之（上林苑を指す―筆者注）を圍すれば、すなわち「民の膏腴之地を取って」しまったという、マイナス評価を示したところである。この史料だけでも漢武帝までの上林苑は垣無き「苑」であったことがわかった。したがって前引の班固『兩都賦』の「西郊別有上園禁苑、（中略）繚以周牆、四百余里」という上林苑は漢武帝の改造した垣有る「上園禁苑」であると解した方が妥当である。

ちなみに、すでに前文に述べたように、実は古典に上林苑を「禁苑」と呼ぶ用例は、全て漢武帝以降の上林苑を指す言葉である。それだけではなく、『史』『漢』にみられる上林苑に無断侵入した例も全て漢武帝以降の記事である。また、『長安志』巻九に「漢武上林延亘四百余里禁御使人不得遊觀」とあるのは、同じように読みとつた方がよいと思う。

2 阿房宮を代表とする政務的禁苑群

『三輔黃圖』秦宮に「阿房宮、亦曰阿城。惠文王造。宮未成而亡。始皇広其宮、規恢三百里（中略）阿房宮未成、成欲更挾令名命之。作宮阿基旁、故天下謂之阿房宮」とある。

『史記』秦始皇本紀に「（三十五年）始皇以為咸陽人多、先王之宮廷小、吾聞周文王都豐、武王都鎬・豐鎬之間、帝王之都也。乃宮作朝宮渭南上林苑中。先作前殿阿房、東西五百步、南北五十丈、上可以坐萬人、下可以建五丈旗。周馳為閣道、自殿下直抵南山」とある。

ここからわかるのは、「阿房宮」は秦の惠文王（前356～前311）が造り始めたが、「未成」であり、始皇帝も造り続けたが「未成」だった。その場所は「渭南における上林苑の中」にあたる。「阿房宮」は「阿城」ともいうので、渭水北岸にある陽都から離れた、上林苑における垣有る宮殿である。完成すれば「朝宮」となる予定だったが、結局はずつと離宮のままであった。

近年の発掘調査によって阿房宮が未完成だったのではないかと説が出ている。今の発掘結果からは、阿房宮の前殿が未完成であったことは証明できるが、阿房宮自体が未完成かどうかについては、さらに全体的な発掘が行われなければまだわからない。¹⁷ いずれにせよ、近年の発掘で阿房宮遺跡附近、苑圍の特徴がみえる遺構がみつかったことには違いない。よって当時の上林苑に、未完成であったとしても阿房宮を代表とする禁苑があったという証拠であると考えられる。

その構造は史料に限りがあり不明であるが、秦帝国の最も大きい宮殿がある「阿城」も大きい規模を持つ城であろうと想定できる。そうならば「阿城」の外側に何十里もの幅の「堦」があったと考えられる。

また、そのような都に近い阿房宮禁苑と都咸陽との間に、さらに興慶宮・信宮・章臺宮を挟んで、一つの禁苑群となったのではないかと考えられる。

文献によると信宮・興慶宮・章臺宮とは、以下のような史料が残っ

ている。

信宮 『史記』秦始皇本紀に「(始皇27年)焉作信宮渭南,已更命信宮為極廟,象天極。自極廟道通鄴山,作甘泉前殿」とある。

興樂宮 『三輔旧事』に「秦於渭南有興樂宮、渭北有咸陽宮、秦昭王欲通二宮之間、造橫橋長三百八十步」(『史記』孝文紀正義引く)とある。『三輔黄図』に「興樂宮、秦始皇帝造、漢修飾之、周二十余里、漢太后常居之」とある。

興樂宮は前漢時代に長樂宮になったが、もとは秦の始皇帝以前にも存在した。場所は渭水の南にあつたので、当時、上林苑の北堺が渭水に至つたとすれば、興樂宮は上林苑の範囲内に位置したと考えられる。

章臺宮は渭水の南に位置し、秦の都咸陽を造つた後に章臺に宮殿を建築して章臺宮と称した。秦王及び秦の始皇帝は日常の政務と生活はよくここで行つた。著名な荆軻の図「窮きわまりてし首見る」の事件が章臺宮で起こつたのは有名である。

したがって、興樂宮・章臺宮などの離宮を合わせて、阿房宮を代表とする1つの禁苑群になると考えられる。その禁苑群は、都咸陽の副都として主に機能したと言えるだろう。なぜならば上述したように始皇帝はよくここで朝廷の政治を行つた。例えば、信宮は神聖なる祭祀の場所、まさに政(まつりごと)務を行うエリアである。また章臺宮とは恐らく外務を処理する場であり、刺客の荆軻と会合したことも、その機能を表す例である。興樂宮とは皇后たち

の内務をする大内である。

このような機能を考えれば、阿房宮禁苑群はまさに神務・外務・内務という三位一体な副都と呼ばれる禁苑エリアであると考えられる。

3 狩獵機能なる上林苑の西方禁苑群

睡虎地秦簡・龍崗秦簡にみる禁苑の狩獵機能を最も表す場所は、上林苑西方の萇陽宮禁苑や長陽宮禁苑であろう。

萇陽宮の「萇」とは背く意である。つまり萇陽宮とは陽気にそむく禁苑であり、皇帝が長く泊まるというより狩獵などの行事をする臨時の離宮だろう。

これは上林苑で最も古い離宮であり、また倍陽宮ともいう。『漢書』地理志に「鄂」條に

「鄂水出東南、有湑水、皆北过上林苑入渭。有萇陽宮、秦文王起」とあり、一般に「秦文王」とは「秦惠文王」の誤りだろうとする。秦惠文王は、また秦惠王や秦惠文君とも稱ずる。

長楊宮については、『漢書』地理志に「盩厔(周至)」條に「有長楊宮、秦昭王起」とある。秦昭襄王(前325-前251、前306即位)は戦国秦国の国王であり、秦昭王ともいい、都は咸陽である。『三輔黄図』に「本秦旧宮、至漢修飾之以備行幸。宮中有垂楊數畝、因為宮名。門曰射熊館(亦作觀)。秦漢游獵之所」とある。

史料の限りがあるので、これらの離宮に垣があるかどうかの直接的な証拠はないが、「射熊館」がある場所だったので、秦簡にみえ

る禁苑中の動物が逃げ出さないために垣を築く律令を参照すれば、その離宮は垣有る園だったと考えられる。また、上述した雲夢沢にあった楚国の旧離宮のようなどころであるので、そのエリアを狩猟機能のある禁苑群であると判断したい。

4 宜春宮を中心としての休養なる禁苑群

『後漢書』百官志に「孝武帝初置水衡都尉、秩比二千石、別主上林苑有離宮燕休之處、世祖省之、并其職於少府」とある。『通典』二十七に「漢武帝元鼎二年、初置水衡都尉、掌上林苑、蓋主上林離宮燕休之處」とある。やや遅い時代の史料であるが、上林苑における「離宮」は「燕休の處」があるのは違いない。秦の上林苑には考証できるのは宜春宮と杜南宮しかない。

宜春宮とは、『三輔黃圖』に「宜春宮、本秦之離宮、在長安城東南、杜東、近下杜」とあり、『史記』司馬相如列伝に「(上) 還過宜春宮、相如奏賦以哀二世行失也」とある。

その場所は『正義』引く『括地志』に「秦宜春宮在雍州萬年県西南三十里。宜春苑在宮之東、杜之南。始皇本紀云葬二世杜南宜春苑中」と記した。

『史記』始皇本紀に「二世皇帝享国三年。葬宜春。趙高為丞相安武侯。二世生十二年而立」とある。顔師古の注に「宜春、宮名、在杜東、即今曲江池是其処也」(『漢書』司馬相如伝)とした。

宜春宮の場所は「杜東の東かたに在り」という史料からわかることは、杜東という行政地域は宜春宮以西の上林苑内に位置したのは

違いない。

又『三輔黃圖』に「御羞・宜春皆苑名也」とあるので、宜春苑と宜春宮は同じ場所における苑とそのなかの宮殿である。渾言すれば宜春禁苑である。同じく、以下の杜南苑も必ず杜南宮がある禁苑である。

杜南宮に関する史料は極めて少なく、秦「杜南苑丞」封泥があるので、近年考古学者は宜春苑の南方にある、杜南という地域に一処の「杜南苑」と呼ばれる秦苑があったと判明した。¹⁹⁾ たしかに、これらの離宮に垣が有るかどうかの史料は発見されないが、宦官を設けて宮内女性を守る時代に、皇室女性もよく居られる「上林離宮燕休之處」に垣がないとは考え難いので、宜春宮らの休養なる禁苑群も秦簡に記した垣有る禁苑だったと判断したい。

おわりに 開放的な秦上林苑構造とその性格

上述したとおり、出土した秦簡禁苑律によって新しい視点からみる秦の上林苑は、分散・開放的な範囲内に、複数の禁苑群エリアに分かれており、それぞれ政治(祭祀も)・狩猟・休養など様々な禁苑性格を備え、まさに首都咸陽の副都的な機能を果たしていたという特徴があることが明らかになった。

本稿は秦上林苑に関する直接的史料は極めて少ないことに対して、当時の禁苑律とわりあい変遷や構造が分かった同時期における

秦占領地の楚雲夢狩猟区から秦の「雲夢禁中」へ変身していた事例と比較し検討してきて、秦上林苑は春秋時代まで存在した祭祀や狩猟機能的な邑制国家共同体の所有山沢地であったが、戦国秦孝公のときに商鞅変法によって咸陽都や四十一県を造った共に、一部の県は上林苑に入った。そのきっかけで上林苑の一部は人民に開放し、山沢と開拓地の税收は秦の王室と国家の財源となった。一方、遅くとも秦の恵文王（前337〜前311在位）のときに、萇陽宮や阿房宮など王室の離宮がつくられたと判断した。

秦帝国になると、渭水南岸と南山北麓に挟まれた複数の禁苑群の間に、秦内史という近畿における鄠邑・杜県や灊・滻・瀆・交・豊・澇という諸川がある、すなわち「林麓・藪沢・陂池」と県民の公田ともある開放的な巨大な林苑である。

また、上述してきたように秦上林苑の性格については、秦の国家形態は春秋時代の邑制国家や戦国の君主専制国家、全国統一の秦帝国と様々な歴史的な変化があったとしても、「上林苑」という君主の林苑は最初から狩猟区であり、祭祀政治と軍事訓練の場所という根本的な性格は変わらないだろうと考えられる。例えば、『史記』滑稽列伝に「始皇嘗て議して、苑囿を大にし、東のかた函谷関に至り西のかた雍陳倉に至らんと欲す。優旃曰く、『善し。多く禽獸を其中に縦ち、寇、東方より来たるとき、麋鹿をして之に触れしめば、足らん』と。始皇、故を以て輟止す」（始皇嘗議欲大苑囿、東至函谷関、西至雍陳倉。優旃曰：『善。多縱禽獸於其中、寇從東方來、

令麋鹿触之足矣。』始皇以故輟止」と記したように、当時の芸能人から皇帝までみな認めたのは「苑囿」とは単純な娯楽場だけではなく、むしろ国家は「寇」の侵略に対して日常的に訓練する狩猟地区であるだろう。

つまり、秦の禁苑律や秦地の雲夢狩猟区と雲夢禁苑の実例を比較し検討した上で、秦上林苑は春秋時代の秦文公十六年（前750）、「岐より以東は之を周に獻し」てから、「周天子の林苑」という意によって誕生した可能性がある。その構造は図2に示すように、漢武帝以後、四百余里の「周牆」に囲まれる上林禁苑と違い、いくつか性格が異なる禁苑群があり、また、禁苑群と禁苑群の間に広い山沢地や県地・封邑などを有する巨大な「苑囿」であり、それは東周から統一秦帝国までの狩猟地区として位置付けられると考える。

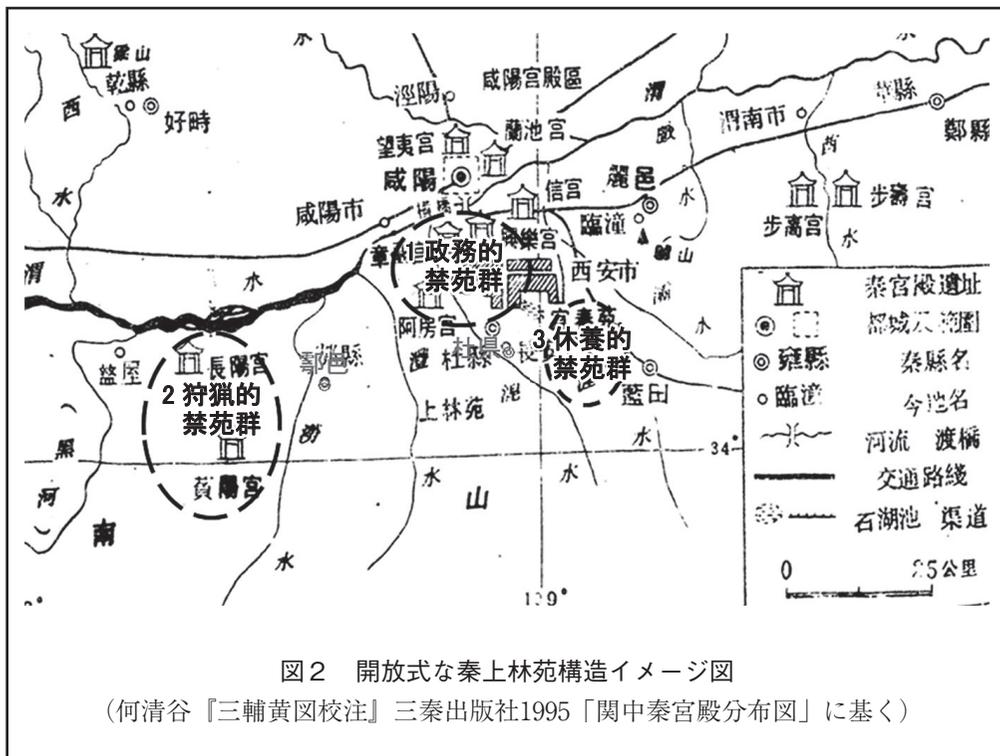


図2 開放式な秦上林苑構造イメージ図

(何清谷『三輔黄图校注』三秦出版社1995「関中秦宮殿分布図」に基く)

- 注
- 1 『宋書』符瑞志中、中華書局、1974年、822頁。
 - 2 桑野荣治氏に「当時（朝鮮初期―引用者注）、刑法の条文改正をめぐる論議の中で世宗（在位一四一八―五〇）は「所謂禁苑は上林園の類の如きなり」と発言しており（『世宗実録』巻五一、十三年正月己巳（四日）条）、中国明朝の「禁苑」は、朝鮮で言えは上林園に相当すると認識されていた。」と述べた（『朝鮮初期の「禁苑」―京福宮後苑小考―」、橋本義則編著『東アジア都城の比較研究』331頁）。
 - 3 『四庫全書総目提要』に「此書出王逢年、明人已早言之。考張孔教『雲谷卧餘』、所言亦合。而流传之本仍題黃憲、殆不可解」とある。本稿には『天録閣外史』を明代の書物と取り扱った。
 - 4 馮広平等『秦漢上林苑植物図考』、科学出版社、2012年、44頁。
 - 5 『九章算術』均輸に「今載太倉粟輸上林、五日三返。問太倉去上林幾何」とある。
 - 6 周維権『中国古典園林史』清華大学出版社、1999年、44頁。
 - 7 王学理『咸陽帝都記』三秦出版社、1999年、208頁。
 - 8 詳しくは拙著の『秦帝国の領土経営…雲夢龍崗秦簡と始皇帝の禁苑』京都大学学術出版会、2013年、第3・第7節を参照。
 - 9 胡平生氏の「雲夢龍崗秦簡『禁苑律』中的「奭」(塙)字及相关制度」、『江漢考古』1991年第2期、のち中国文物研究所・

- 湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』（中華書局）所収。
- 10 睡虎地秦簡にも似たような律（令）があり、陳治国、于孟洲「睡虎地秦簡中『泛蘇』及公車司馬獵律新解」『中国歴史文物』2006年、第5期の解釈を参照。
- 11 譚其驥「雲夢與雲夢沢」、「復旦學報」、1980年『歴史地理專輯』（『長水粹編』河北教育出版社、2000年所収）。
- 12 増淵龍夫「新版 中国古代の社会と国家」岩波書店、1996年、第3篇第1章「先秦時代の山林薮沢と秦の公田」を参照。
- 13 『史記』秦本紀に「（秦文公）十六年、文公以兵伐戎、戎敗走。於是文公遂収周餘民有之、地至岐、岐以東獻之周」とある。
- 14 馬非百『秦集史』（中華書局、1982年）下「郡県志」576頁を参照。
- 15 王学理『咸陽帝都記』三秦出版社、1999年、120頁。秦恵文王四年『瓦書』についての釈文は陳直「考古論叢・秦陶券与秦陵文物・一、秦右庶長獸封邑陶券」、『西北大学学报』1957年第1期、郭子直「戦国秦封宗邑瓦書銘文新釈」、『古文字研究』第14輯、中華書局、1986年。
- 16 『水経注』渭水に「沔水又北流注渭、亦謂是水為瀆水」とある。その場所については李令福の考証によると「沔水主幹正相当於今皂河流路」となる（『関中水利開發与環境』人民出版社、2004年、133頁）。
- 17 中国社会科学院考古研究所・西安市文物保護研究所・阿房宮考古工作队「西安市阿房宮遺址的考古新發現」『考古』2004年第四期、中国社会科学院考古研究所・西安市文物保護研究所・阿房宮考古工作队「阿房宮前殿遺址的考古勘探与發掘」『考古学報』2005年第二期を参照。
- 18 上林苑の祭祀機能を記す史料は『漢書』谷永伝に「皆得待詔祭祀上林苑」とある。
- 19 王学理『秦始皇陵研究』上海人民出版社、1994年、周曉陸・路東之編著『秦封泥集』三秦出版社、2000年を参照。